

チリがアジア型マイマイガの規制開始を表明

(平成25年12月18日)

米国及びカナダ向けの船舶へのアジア型マイマイガ（AGM）の不在証明書発給機関である地域植物検疫協会を通じて得た情報によれば、チリがAGMの規制開始を官報に公示したとのことであり、その概要は以下のとおり。

チリは、海上輸送船舶によるAGMの侵入防止のため、AGM飛翔期間中に日本に寄港した船舶に対しAGM不在証明書の提示を要求する等の検疫措置を講じる（2014年2月12日から適用）。

1. 不在証明書の提示が要求される船舶

チリ入港日からさかのぼって24ヶ月の間にAGM飛翔期間中に発生国に寄港した船舶（ただし、寄港歴は2014年2月11日以前の期間は対象としない。）

2. AGM発生地域及び飛翔期間

米国及びカナダと同一

3. AGM不在証明書

チリの官報に記載されている不在証明書のほか米国及びカナダに公認された日本の検査機関が発給する米国及びカナダ向け不在証明書も認められる。